



自転車専用通行帯とは



通行帯とは

道路標識等により『指定された車両が通行しなければならない道路の部分』のこと。

自転車専用通行帯

指定された車両＝自転車

つまり、自転車以外の車両は通行してはならない通行帯のこと。



オーバーハング式標識



二輪車や自動車は走行できません



このマークは何？

自転車専用通行帯上は駐車禁止場所です



茅ヶ崎警察署管内の国道1号及び丸子中山茅ヶ崎線には駐車禁止の規制標識が設置されており駐車禁止区間となっています。

また、違法駐車取締りの重点路線に指定されています。



こんな時どうするの？(通行方法の例外)

★道路外に入るときや交差点で左折したいとき★

道路外(駐車場・店舗等)に出るために左折する時、または交差点で左折する時はあらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければならないとされているので、交差点等の手前およそ30mの地点から、自転車専用通行帯上を走るようになります。

★緊急自動車に一時進路を譲るとき★

緊急車両の通行が優先となりますので、道を譲る目的で自転車専用通行帯に入ることには問題ありません。

★車両を停車させるとき★

できるだけ道路の左側端に沿い、かつ他の交通の妨害とならないようにしなければならないため、自転車専用通行帯上に車を停車させることになります。

★道路の状況その他の事情でやむを得ないとき★

(道路の損壊・道路工事等の障害があるとき等)

『矢羽根(やばね)』

- ・車道幅員が部分的に狭く通行帯に1.5mの幅が取れない場合や交差点部分等にこの矢羽根を設置しています。
- ・矢羽根の部分も自転車専用通行帯同様、普通自転車が走るスペースです。
- ・車や二輪車等の運転手に「自転車が走るスペースである」ということを視覚的に訴える役目も果たしています。

茅ヶ崎警察署 交通課